

遠くの親戚より近くの他人？



宍戸 栄徳

香川大学 名誉教授
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク
事務局長)

Harunori
Shishido

1 「遠くの親戚より近くの他人」といわれます。辞書には「遠くの親戚より近くの他人とは、いざというときに頼りになるのは、遠く離れて暮らす親類ではなくて、近所に住んでいる他人のほうだということ」と説明されています。

これと同じようなことが時間についても成り立つようです。ときどき裁判の再審請求の話題が新聞などで報道されます。過酷な取調べに耐えられず自白をしたとされる被疑者が、その後自白を強制されてやってもいないことを「自白」してしまった、というような記事を良く見かけます。ここで起こる疑問は「どうして、してもいないことを『自白』するのだろうか？」ということです。

再審請求の新聞を読んでいて納得した解説があります。人間は目先の苦しみを避けるために、将来より厳しい苦しみを受ける可能性があっても、現在の苦しみを回避する行動をとることがある、と。厳しい取調べを一時とはいえ逃れるために、自白をしてしまうことがあるのです。

このようなことは、犯罪とその取調べだけではなく、次のような例からも納得させられます。借金で苦しんでいる人が、借金の取立てを逃れるためにさらに高額な借金をして、一時の苦しみを回避するという行動をとります。元の借金の取立ては逃れられますが、これも一時のことで、より高額な借金の取立てが待っていることは冷静に考えれば分かることなのですが。私も原稿やレポートの作成を先送りにして、いつも締め切り間際に四苦八苦して書いている有様です。

2 時間軸で見ると、時間が隔たるほど評価が下がるということは数学的に表現されます。仮に100万円をあげるといわれて

も、今100万円貰えるのと1年後に100万円貰えるのでは価値が違います。だれでも、今すぐ貰える100万円の方が1年後にもらう100万円より価値が高いと考えます。それでは1年後に幾らもらえるなら今すぐ貰う100万円より価値があると思えるのでしょうか？例えば、1年後に200万円貰えるのであれば、今すぐ100万円を貰うより価値が高いと考える人は多そうです。厳密には幾らであれば今の100万円と同価値だと考えられるでしょうか？

現在100万円を所有していれば1年後には幾らになるかを考えます。リスクを伴わないで少しでも価値を増加させるには預金をすれば良いので、1年間の利率を r とすると、1年後の元利合計は $(1+r) \times 100$ 万円になります。例えば利率 r が1%であれば、 $r=0.01$ なので元利合計は101万円になります。したがって、1年後に101万円貰えるのであれば、今の100万円と無差別になります。101万円より高額を貰えるのであれば、1年後まで待つほうが有利になります。

逆に1年後に貰える100万円は現在の金額では $1,000,000 / 1.01 = 990,099$ 円となります。この値を1年後の100万円の現在価値と呼んでいます。2年後の100万円は複利計算をして $1,000,000 / (1.01 \times 1.01) = 980,296$ 円となります。このように年数を取り入れて計算すれば将来の利得を現在価値に引き戻して計算できます。いろいろな時点での利得を現在価値に換算すれば、複雑な価値の計算が一元的に行えるようになります。遠くの親戚について言えば、親戚という価値が距離で割り算することによって、近くの他人の価値に負けてしまうことになるでしょう。

NEWS

1

香川県警と協定を締結

香川県タクシー協同組合
(一社) 香川県トラック協会

香川県タクシー協同組合(川畑政廣理事長)と香川県トラック協会(楠木寿嗣会長)に、香川県バス協会を含めた運輸3団体で、香川県警察と車両に搭載されているドライブレコーダーの映像提供に関する協定を締結し、3月25日、県警本部にて、締結式を行いました。

昼夜、地域を問わず事業を展開している3団体の事業用車両に搭載されているドライブレコーダーは、搭載車の事故防止や各種犯罪の未然防止に寄与するとともに、各種犯罪が発生した際の現場の状況など、多くの参考情報を記録する機会があると考えられます。実際に、千葉県連続通り魔事件で活用された他、県内でも複数台の絡む事故での状況分析に役立っています。

県警はこれまでも任意で映像の提供を要請していましたが、協定を結ぶことにより、事故や事件が発生した際は、3団体に現場付近を走行していた車両の有無を問い合わせることが可能となり、捜査のより一層の効率化が期待されます。



▲会場の様子



▲締結式の様子(左から川畑理事長・楠木会長)

NEWS

2

「さめきたてぐ祭」を開催

香川県アースリウッド協同組合

香川県アースリウッド協同組合(村上壽一理事長)は4月21日から25日まで香川県庁1階の県庁ギャラリーで「第26回さめきたてぐ祭」を開催しました。

木工技能者の技能向上を図るとともに、県民の皆様へ建具の技術を披露しPRするために、昭和63年から毎年続けられています。

会場には県内組合員の木工技能者が、伝統の技術を駆使した彫刻欄間、格子戸や飾り障子など卓越した技が光る建具36点を展示、訪れた来庁者は見事なできばえに興味深そうに見入っていました。

また、25日には香川県建具技能作品展の入賞作品の賞状授与式が行われ、香川県中央会会長賞の(有)高徳建具木工・高徳敏雄氏「クラシック戸」など9作品が受賞しました。

村上理事長は「組合員一同、先人たちから受け継がれてきた伝統と誇りを忘れることなく創意工夫し、これからも作品作りをしてほしい。また一人でも多くの方に建具に触れていただき職人技のすばらしさや木の温かみ、香り、良さを感じていただきたい」と話していました。



▲中央会会長表彰の高徳敏雄氏「クラシック戸」



▲会場の様子

中央会だより 1

通常総会開催に向けて ～組合事務局代表者等研修会を開催～

本会は4月17日、本会研修室において組合事務局代表者等研修会を開催、組合役職員約70名が出席しました。

研修会では、最初に「ものづくり・商業・サービス補助金」の概要について担当者より説明がありました。

続いて、本会事業振興部長西本より「組合事務局代表者が知っておくべき実務のポイント」をテーマに、決算関係種類の作成を始め各種登記手続きや組合法に対応した事務処理の説明、行政庁に提出する書類等実務面を中心に説明を行いました。

出席した組合の多くは今後、総会時期まで決算関係書類作成、監査会、理事会及び通常総会の開催並びに定款変更、代表者変更等に伴う変更登記等一連の各種組合行事・事務手続きが続く多忙な時期になることもあり、熱心に受講していました。



▲講師の西本部長

中央会だより 2

栄えある受章、知事表彰受賞おめでとうございます

春の叙勲・褒章受章並びに憲法記念日の知事表彰を受賞されました会員組合代表者等の方々をご紹介します。(順不同・敬省略)



黄綬褒章

大内 泰雄(本会理事 高松片原町西部商店街振興組合・理事長)
天野 博司(香川県石油商業組合・理事長)

旭日中綬章

森田 紘一(香川県建築事業協同組合・理事)

旭日双光章

佐久間象三(香川県魚商業協同組合・理事長)

旭日単光章

入谷 武(本場さめきょうどん協同組合・元副理事長)

知事表彰

佐野 年計(本会常任理事 香川県印刷工業組合・理事長)
大倉 健一(本会常任理事 香川県農機具商工業協同組合・理事長)
豊嶋 健治(香川県歯科医師協同組合・理事長)
石原 誠(香川県柔道整復師協同組合・理事長)
横田 安男(観音寺市柳町通商店街振興組合・理事長)
松岡 耕三(塩江温泉旅館飲食協同組合・理事長)

知事表彰については本会会員組合理事長のみ掲載

中央会だより 3

中央会からのお知らせ

平成26年度香川県中小企業団体中央会通常総会及び中央会青年部通常総会を下記の通り開催いたしますので、是非ご出席下さいますようお願い申し上げます。

【香川県中小企業団体中央会通常総会】

- 日 時 平成26年6月5日(水) 15時30分～
- 場 所 高松国際ホテル(高松市木太町2191-1)
- お問い合わせ 総務企画部(丸山、朝國、片岡) TEL:087-851-8311 FAX:087-822-4377

【香川県中小企業団体中央会青年部通常総会】

- 日 時 平成26年6月17日(火) 17時～
- 場 所 オークラホテル高松(高松市城東町1-9-5)
- お問い合わせ 事業振興部(中井) TEL:087-851-8311 FAX:087-822-4377

お知らせ 1

インターンシップ事業にエントリーしませんか? ~四国経済産業局~

インターンシップ事業にエントリーしませんか?

~新卒者就職応援プロジェクト~

中小企業庁では、中小企業の人材確保を目的として、新卒者等に対し、中小企業・小規模事業者の事業現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、中小企業・小規模事業者で実施する職場実習(いわゆるインターンシップ)を支援します。

新卒者就職応援プロジェクトを是非、ご活用下さい。

1. 実習対象：・平成23年3月以降に大学等を卒業した未就職者
・平成27年3月に大学等を卒業予定の者
2. 助成金：実習生に日額最大7,000円が支給されるので事業者の費用負担はありません。
3. 実施期間：2週間~最長3ヶ月
(平成26年9月30日までに開始)

〈お申込・お問合せ〉

- ◆株式会社マイナビ
TEL:0120-017366
- ◆四国経済産業局産業人材政策課
TEL:087-811-8517

~中小企業新戦力発掘プロジェクト~

中小企業庁では、中小企業の人材確保を目的として、育児等で一度退職し、再就職を希望する女性や大学院終了後、就職していない者等(新戦力)に対し、生産現場等に触れる機会を提供するため、中小企業・小規模事業者で実施する職場実習(いわゆるインターンシップ)を支援します。

中小企業新戦力発掘プロジェクトを是非、ご活用下さい。

1. 実習対象：・育児等で一度退職し、再就職を希望する者で、同一企業における概ね1年間以上の職歴を有する者
・大学院終了後、就職していない者
2. 助成金：実習生に日額最大7,000円が支給されるので事業者の費用負担はありません。
3. 実施期間：2週間~最長3ヶ月
(平成26年9月30日までに開始)

〈お申込・お問合せ〉

- ◆株式会社パソナ パソナ・高松
TEL:087-837-4733
- ◆四国経済産業局産業人材政策課
TEL:087-811-8517

お知らせ 2

中小企業退職金共済のご案内

平成26年4月以降に上乗せ給付を有する存続厚生年金基金が解散した場合であって、当該基金の設立事業所の事業主が中小企業者である場合には、事業主及び従業員の同意を条件として、その資産を中退共制度に移換することができるようになります。存続厚生年金基金からの移換先として、簡易かつ安全な国の制度である中退共制度についても是非ご検討ください。

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 中小企業退職金共済制度

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共 検索



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

平成26年 経済センサス基礎調査のお願いについて

あなたの回答が、日本経済の力になる！

平成二十六年経済センサス・基礎調査

平成二十六年商業統計調査を一体的に実施します

●経済センサス・基礎調査は、事業所及び企業の活動の
状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の
従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかに
するとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整
備を図ることを目的として実施します。

●商業統計調査は、商業を営む事業所について、産業分類別、
従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握
し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の
基礎資料を得ることを目的として実施します。

●調査票は平成二十六年六月末日までにお届けします。
七月一日以降に提出をお願いします。

◆調査の意義・重要性をご理解いただき、
ご回答をよろしくお願いいたします

ビルくん & ケイちゃん



平成26年 7月1日(火)

平成26年 経済センサス - 基礎調査 商業統計調査

経済センサス 検索

商業統計調査 検索

<http://e-census-syougyo.stat.go.jp/>

総務省・経済産業省・香川県・市町からのお知らせ

【香川県政策部統計調査課 商工統計グループ】

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10

TEL: 087-832-3148

景況は売上高の急激な上昇も、 増税後の反動減が懸念

2014年3月

3月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は14.6ポイントで前月調査の8.4ポイントから6.2ポイントの改善となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は37.5ポイントで前月調査の12.5ポイントから25ポイントの改善、収益DI値は-2.1ポイントで前月調査の-16.6ポイントから14.5ポイントの改善となっており、特に、売上高DIが急激に上昇しており、これは消費税増税前の駆け込み需要が主な要因と考えられる。しかしながら、増税後の反動減を懸念するという報告や駆け込み需要が想定したほど無かったとの報告もあり4月以降の中小企業の景気動向を注視する必要がある。

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製 造 業	食料品								
	繊維・同製品								
	木材・木製品								
	印刷								
	窯業・土石製品								
	鉄鋼・金属製品								
	一般機器製造業								
	輸送用機器								
	その他								
非 製 造 業	卸売業						—		
	小売業						—		
	商店街						—		
	サービス業		—				—		
	建設業		—				—		
	運輸業		—				—		
	その他		—				—		
DI値(当月)	37.5	-19.4	27.1	0	-2.1	-2.1	24	6.3	14.6
DI値(前月)	12.5	-8.6	8.3	-6.2	-16.6	-12.5	20	2.1	8.4

好 転	やや好転	変わらず	やや悪化	悪 化
30以上	10~30未満	10未満~▲10	▲10超~▲30未満	▲30以上

DI(ディフュージョン・インデックス)…前年同月と比較した企業の景況感を示す業況判断指数

計算式: (「増加」「好転」した組合数 - 「減少」「悪化」した組合数) / 有効回答組合数 × 100

※ただし、在庫総数についてはDI値マイナスの場合には好転、プラスの場合には悪化の方向とします。

※中央会では、県内の地区・業種を代表する中小企業組合の役員(19業種、48名)を情報連絡員として委嘱しており、本調査報告は、連絡員からの景況報告をもとに毎月集計しております。

業界情報

【食料品】

- 出荷高は対前年同月比99.8%。(調理食品)
 - 消費税増税については、駆け込み需要はほぼ無かった。そんな中、4月以降の消費動向が注目されるが、現時点では冷え込む予想も多く、対策が急務である。また、年末から世界中で発生しているPED(豚流行性下痢)では多くの子豚の致死によって、価格が急騰しており、さらに経営を圧迫してきている。(冷凍食品)
 - 平成26年3月は4月以降の消費税率変更に伴う、いわゆる駆け込み需要により出荷数量で前年同月比159%と増加した。また、2月末現在で減少傾向にあった出荷数量(生揚)も前年同期比100%程度に回復した。決算見直しについては黒字となる見込みであるが、昨年4月以降の生揚単価値下げにより厳しい利益状況であることが予測される。(醤油)
 - 消費税増税のため、売り上げが大幅に前倒しとなった。(手延素麺)
- ## 【繊維・同製品】
- 円安による輸入コスト増大も販売価格に一部しか転嫁することができず、また昨年の寒波でも需要は伸びず消費者の購買意識に変化が見られる。全体的には対前年比90%程度になる見通しである。(手袋)

【木材・木製品】

- 4月から消費税が増税となるため売上は増加したが、その反動で4月初旬の売上が減少している。長く続くとは思わないがこのままだと大変厳しい状況が予想される。組合ではかわや産業支援財団の助成を受け農工商連携ファンド事業を行っているが、26年度継続事業とすることになり、各事業所も日々努力している。(家具)
- 1~2月は消費税増税前の駆け込み需要も終わり、全体として受注は低調であったが、3月はスギ、ヒノキの原木供給量も増えて消費税増税に関係なく、受注は緩やかに回復傾向がみられる。価格面ではヒノキが下落、スギが横ばい、外材は弱含みとなっている。(製材)
- 消費税増税前の駆け込み需要により売上高が上昇した。(木材)

【印刷】

- 消費税増税前の駆け込み需要が多く、平日残業、休日出勤と生産設備はフル稼働の状況であった。売上高は対前年比で30~50%アップの組合員もあった。要因としては東京発の需要に供給が追いつかず、関西や地方に需要が流れてきている背景もあり、景気が上向いているかどうかは4月~6月の動きを慎重に見る必要がある。(印刷)

【窯業・土石製品】

- 年度を終え、前半からの赤字増加の覚悟をしていたものの、後半より消費税アップの駆け込み需要とは別に、製造委託を受けたことによる売上増となり、良いかたちで25年度を締めることが出来ます。(ブロック)
- 駆け込み受注でフル稼働が続いている。納期を厳守するために時間外労働も増加しており、その分が収益を圧迫している。実際のところ、消費税増税前の駆け込み受注は操業度をアップさせてはいるが、収益の増加につながらているとは限らない。(石材加工)
- 消費税アップに伴って、販売価格は上昇気味。(石材)

【鉄鋼・金属】

- 行き過ぎた円安は、原材料を輸入に頼る中小企業にとっては、かえって不利になる事もある。景気回復というも取引先の業界によっては途上・低迷な業界もあり、いかに収益を確保するかが今後の経営課題である。明るい26年度に期待したい。(鍛金)

【一般機器】

- 消費税増税前の駆け込み受注により、建設関連の下請中小鉄工業は住宅着工増を背景に短納期ではあるが、加工、販売とも対前年比は大幅に増加した。しかし単価は横ばいであり、かつ業種によっては値下げ要請が年初から出るなど厳しい価格交渉になっている。現状は購入資材の高騰、値上がりが先行しており、諸経費を抑えてどうにか採算に乗せている。一方、増税後の受注量については住宅着工数が2~3割減少することが予想されるため、売上の減少と収益に悪影響が予想される。当地方の船用関連製品及び荷役付帯設備製造は造船業の低迷により仕事量は激減していたが、円安と海外の景気回復によるLNG運搬船等の建造に伴う受注獲得により徐々に回復しつつある。ただ、受注価格は厳しく、値下げ要請に対してこれまで進めてきたコスト削減策も限界に近い状況で、今後利益に繋がる価格の引き上げが課題である。建設用クレーンは引き続き円安と海外の資源開発工事の影響から受注は順調に伸び、好調を維持している。また、産業用機械部品製造の中小企業、下請企業は大手メーカーの増産に伴い高操業を続けている。当地方の鉄工業としては厳しい価格の改善に期待したい。(一般産業用機械・装置)

【輸送用機器】

- 4月から新工場長となり、新たな運営方針が提示されました。計画されていた予定より遅れがあり、まだ操業度は上がっていません。(造船)

【その他製造業】

- 消費税増税による駆け込み注文は一段落した。増税による顧客の反応は今のところ無いが、今後繁忙期になってからの影響が心配である。(団扇)
- 2月に引き続き増税前の駆け込み需要があり、売上は増加したが4月からは値上げの影響や売上の反動もあり、今後は不透明。(漆器)
- 3月の景況は4月からの消費税増税による駆け込み需要のある事業所とそうでない事業所に分かれました。小売りを主体していると事業所は駆け込み需要がありましたが、製造部門の事業所はあまりありませんでした。全体的に寝具業界は3月の状況は前年同月と比較して変わりが無いようです。(綿寝具)

【小売業】

- 3月は4月からの消費税増税のため、在庫量を増やした店が多かったが、4月からは価格が2~3割ダウンしている。(青果物)
- 3月は消費税増税に係る駆け込み需要があり、売上高は増加した。一方、収益面ではガソリンの卸値が3月に2円上昇したものの、小売価格に転嫁しておらず粗利は減少している。4月以降の消費税増税に伴って節約意識がさらに進み、取扱量が減少することが懸念される。(石油)
- 消費税増税前の駆け込み需要はやはり大きかったようです。地域店は相乗効果などの成果が如実に表れている。家電量販店に目を転じると単月度で前年同月比120~150%といった具合に大きく伸びており、久しぶりの年間2桁台のアップも意識している。それでも平成21年3月期頃の売上水準に戻るのがかやっとうというのが家電市場の現状です。4月からは駆け込み需要の反動が心配です。(電機)

【商店街】

- 消費税増税前の駆け込み需要が顕著で週末のみならず、中旬以降は平日も人通りが多く売上が伸びた。4月は反動により厳しいと思われるが、消費の萎縮は夏前には回復すると考える。時間型消費のレジャー、旅行等には春も堅調に推移すると思われることから、この需要に向けた働きかけは有効となる。(高松市)
- 3月中旬頃から一段と人通りが減少している。特に午後からがひどいように思われる。百貨店の閉店セール、消費税率の引き上げ前の駆け込み需要で郊外の大型店に集中していたように思います。悪条件が重なり、人通りが減少して売上にはつながらないようです。(高松市)
- 消費税増税前の駆け込み需要は商店街ではほとんどなかった。生活必需品などのまとめ買いはスーパーや大型店で行われ、金銭消費はそちらに移行して、商店街はかえって悪影響を受けたという意見すらある。小売業の値札の付け替えなどの負担も聞かれない。(丸亀市)

【サービス業】

- 消費税増税による価格表示の変更に関するディスプレイ表示関連業務の増加と駆け込み需要による売上増が見られる。一時的に収益は好転しているが、続くかは疑問。(ディスプレイ)
- 引き続き概ね好況である。先行受注も消費税増税の影響も少ない。(情報)
- 消費税軽減策に試行錯誤している様子。(美容)

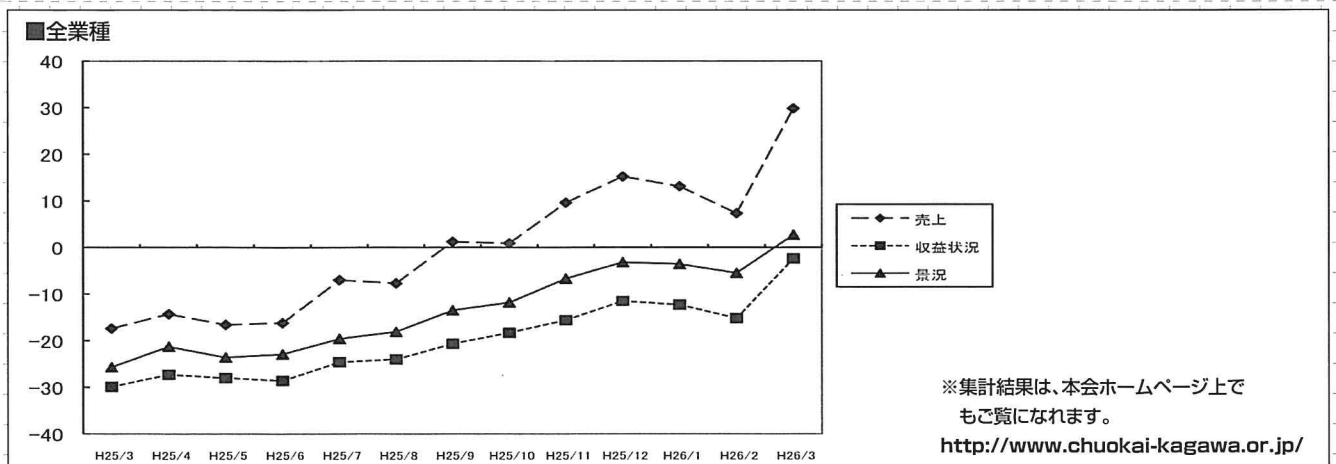
【建設業】

- 売上高、収益状況、雇用人員、景況ともに好転しているものの、今まで悪化の状況が長期間続いていたためどん底より若干上向いただけであり、決して楽観できる業況ではない。(総合建設)

【運輸業】

- 地方は景気の回復が遅れているためか、運送収入、輸送人員とも減少傾向歯止めがかからず、依然として厳しい経営状況が続いている。燃料のLPG価格の高止まりが経営を一層厳しくしている。(タクシー)
- 平成26年2月の高速道路通行料金利用額の対前年同月比は10.5%増と11ヶ月連続で増加した。年度累計での対前年同月比は11.7%の増加となった。(トラック)
- 消費税アップによる駆け込み需要の影響で、例年になく荷動きが落ち込んでいない。どの運送事業者もドライバー不足のため動かしたくても動かせないトラックが増えている状況。消費税増税により高止まりしている燃料価格の更なる上昇、消費税完全転嫁問題、高速道路料金制度の見直しで増税分と併せて10%以上の値上げになると推定しており、事業存続の危機である。一般企業の業績アップの影響からか、今年の引越件数は大幅増となった。(貨物)

全国集計による主要3指標(DI)の推移(対前年同月比)



商工中金だより

独立行政法人日本貿易保険(NEXI)と連携し、「NEXI貿易保険付債権譲渡担保融資」制度の取扱いを行っています。

【「NEXI貿易保険付債権譲渡担保融資」制度】

貸付対象者	以下の2点を充足される方 ①NEXIの貿易保険が付保された輸出代金債権を保有する法定中小企業 ②商工中金の株主となって頂いている中小企業団体とその構成員の皆様 ◆中小企業等の皆さまで、現在中小企業団体の構成員になられていない方は最寄りの商工中金各支店にご相談下さい。
貸付形式	手形貸付 資金用途 運転資金 貸出通貨 日本円、米ドル
貸付条件	【貸付金額】(日本円)輸出代金債権額を上限 (米ドル)100千ドル以上、且つ、輸出代金債権額を上限とする 【利率】当金庫所定の利率 【利払方法】(日本円)一括前払い、(米ドル)一括後払い 【貸出期間】担保とする輸出代金債権の決済期日とする(原則1年未満) 【償還方法】期限一時
担保	①債権譲渡禁止特約がない輸出代金債権 ②NEXI貿易保険保険金請求権
保証人	必要に応じて提供いただきます
その他	融資に際しては当金庫の審査が必要となります。審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、予めご了承下さい。

なお、詳細につきましては、商工組合中央金庫 高松支店までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

株式会社商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0052 高松市瓦町1-3-8
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 中小企業事業からのご案内 ●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは日本政策金融公庫 高松支店 中小企業事業までお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金 (固定金利型)	6億円	特別利率③ (上限3%) ただし、6年目以降は 基準金利+0.2% (上限3%)	6億円	設備 15年 運転 7年	地域活性化・ 雇用促進資金	7億2千万円	特別利率①②③	5億4千万円	設備 20年 運転 7年
新事業活動促進資金 (固定金利型)	7億2千万円	特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	環境・エネルギー 対策資金	7億2千万円	特別利率①②③ 特省エネ利率	4億円	設備 20年 運転 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	特別利率①③	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	経営環境変化 対応資金	7億2千万円	基準利率 (*)	—	設備 15年 運転 8年
企業活力強化資金	7億2千万円	特別利率①②③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	基準利率+2.5% (上限3.5%) 基準利率+1.0% (上限3.5%)	—	設備 10年 運転 5年
海外展開資金	7億2千万円	基準利率 (上限3%) 特別利率①②③ (上限3%)	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	企業再建・ 事業承継支援資金	7億2千万円	基準利率 (上限3.5%) 特別利率①③ (上限3.5%)	4億円	設備 20年 運転 15年

(※)長期運転資金に限り、上限3%

(注)同一貸付でも、信用リスクや融資期間により、適用利率が異なります。融資利率等の詳細は日本政策金融公庫HPをご覧ください。

● 国民生活事業からのご案内 ●

融資制度内容

経営環境変化資金(セーフティネット貸付) ~最大0.5%引下げ~

ご融資の対象	社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している方
ご融資限度額	4,800万円 [生活衛生セーフティネット貸付(運転資金のみ)の融資限度額は5,700万円です。]
ご融資利率	基準利率(1.40%~2.90%) ただし、運転資金のうち次に掲げる要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が適用されます。 ①雇用の維持又は拡大を図る場合は、「特別利率G(1.30%~2.40%)」 ②次のすべての要件を満たす場合は、「特別利率T(1.00%~2.10%)」 (イ) 認定経営革新等支援機関又は公庫の経営指導を受けて事業計画を作成すること (ロ) 最近の決算期において、借入負担が重く経営の改善に迫っていること

IT資金(企業活力強化貸付) ~情報化の推進を図るみなさま~

ご融資の対象	情報化の推進を図る方(情報技術の活用により業務方法などの経営革新を図ろうとする方など)
ご使いみち	①コンピュータ(ソフトウェアを含みます) ⑤関連設備(LANケーブルや電源装置など) ②周辺装置(モデムなどの通信装置など) ⑥デジタルコンテンツ関連設備(デジタル撮影・録音機器など) ③端末装置(多機能情報端末など) ⑦関連建物・構築物 ④制御設備
ご融資限度額	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
ご融資利率	基準利率(1.40%~3.10%) 特別利率A(1.00%~2.70%) 特別利率C(0.50%~2.20%) 特定の目的に使用される設備を取得する資金については特別利率Cが適用されます

※利率は平成26年4月9日現在です ※お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無等により異なる利率が適用されます。 ※ご相談の結果、お客様のご希望にそえないことがあります。

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 URL:<http://www.jfc.go.jp/>

中小企業事業

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル3階
TEL:087-851-9141 FAX:087-822-1423

国民生活事業 融資相談係

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル2階
TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

組合運営Q&A

Q.総会における白紙委任状について

- (1) 白紙委任状は、総会に出席しない組合員が理事長又は総会の議長に議決権の行使を一任したものと、数に制限なく、これを理事長又は議長の議決権行使の数に加えることができるか。
- (2) 理事長又は議長の代理権行使の数が制限されるとすれば、理事長又は議長は、他の理事又は他の組合員に委任状行使を依頼することができるか。
- (3) 白紙委任状は、そのままでは無効であり、必ず代理人の氏名が記入されていることが必要であるならば、いつまでに代理人を決め、有効なものしておくべきか。
- (4) 代理人の代理できる数以上に委任状がある場合は、どう処理すればよいか。

A. 白紙委任状と呼ばれるものは、組合が組合員に対して総会招集の通知とともに議決権行使の委任状用紙を送付し、その代理権の授与を勧誘するものであり、通常は、総会に出席しない組合員が議決権を行使すべき代理人を特定しないで白紙にして組合員に送付されるものである。このように、白紙委任状は、委任状作成者（委任者）が受任者となる人を特定せずに、記載の一定事務の処理及びこれに要する代理権授与の申し込みをし、これの取得者が白紙の部分に受任者としての権利義務と代理権を取得するものである。

- (1) 白紙委任状は、総会の開催、議案の提出、議決権の確認その他総会に関して全般の責任を持つ理事長に代理人の選任を一任したものであって、理事長又は議長に議決権の行使を一任したものではないと解されるので、これを理事長がすべて行使することは許されない。理事長が組合員の代理権を行使できるのは、組合員である場合に限られるが、一般の組合員と同様に4人までに制限される。なお、議長については、そもそも総会の議決に加わる権利を有しないから、権利のない者に議決権の行使を委任することはあり得ないことであるし、また、議長は総会において選任されるが、議決件数（総会の定足数）の確認の必要上、その選任前に代理人が指定されていなければならないので議長が代理人の選定をすることはあり得ないものと解される。
- (2) このように、白紙委任状は、中協法第11条第2項後段及びこれに基づいて定款で規定した代理人となり得る者の範囲において、理事長に代理権を行使すべき者の選定を一任したものと解されるから、理事長が組合員の中から受任者を選定し、その組合員に代理権の行使を委任することは問題ない。ただし、他の理事に委任しようとする場合は、その理事が組合員であることを要する。
- (3) 白紙委任状は、白紙の箇所が補完されて初めて委任状としての効力を発するものであるから、総会において行使される際には、代理権を行使する者の氏名が記入されていなければならない。この代理人の決定は、議決権行使の時（厳密に言えば、議決件数（総会の定足数）の確認時）までになされれば有効であると考えられる。
- (4) 代理人の代理できる数を超える部分の委任状は無効となり、したがって出席者数にも参入されないものと解される。

中小企業大学校 研修の御案内

●お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構近畿支部
中小企業大学校関西校
兵庫県神崎郡福崎町高岡

TEL.0790-22-5931

タイトル 海外取引の契約実務研修

- 日 時 平成26年7月8日(火)～7月10日(木) [3日間]
- 会 場 中小企業大学校 関西校
- 対 象 者 海外事業の管理者（課長クラス）、実務責任者、その候補者の方
- 受 講 料 31,000円（税込）
- 定 員 30名
- 特 色 ①海外取引の基礎知識と契約書の作成について実践的に学びます。
②ひな形を使用した「英文契約書のドラフト」を作成できます。
③研修後も中小機構の国際化支援事業の利用により、継続的な支援を受けることができます。
- 講 師 長坂 保男（ながさか やすお）、中矢 一虎（なかや かずとら）

※詳細情報

<http://www.smrj.go.jp/inst/kansai/list/details2014/085679.html>

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書 名	著 者	出版社／定価
1	女のいない男たち	村上春樹	文藝春秋／1,700円
2	村上海賊の娘 上・下	和田竜	新潮社／1,728円
3	学年ビリのギャルが1年で偏差値を40上げて慶応大学に現役合格した話	坪田信貴	KADOKAWA／1,620円
4	長生きしたけりゃふくらばぎをもみなさい	鬼木豊・楨孝子	アスコム／1,188円
5	許す力 大人の流儀4	伊集院 静	講談社／1,000円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、
「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）
をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職の
お手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

TEL.087-851-1011

ご利用時間

9:00~17:00

FAX.087-851-1014

（土・日・祝日は除く）

